

7 配偶者支援金について

◆ 中国残留邦人等の配偶者の方々の特別な事情

中国残留邦人等の配偶者の方々は、中国等の地域に長い期間残留を余儀(よぎ)なくされた中国残留邦人等の方を、中国等の地域において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、すでに年齢を重ね中高年となっており、日本語が不自由なため就労も思うようにはいかず、安定した職を得られず、老後の備えが不十分な方々が少なくありませんでした。

さらに、中国残留邦人等の方が亡くなった後の配偶者の方々は、日本の生活習慣に不慣れのため、支援給付だけでは日本で安定した老後の生活をするのが困難であるという特別な事情があります。

◆ 配偶者支援金の目的

配偶者支援金は、中国残留邦人等の方と長年にわたり労苦を共にしてきた永住帰国前からの配偶者の方に、中国残留邦人等の方が亡くなられた後も安定した生活をしていただくために支援給付に加えて、平成26年10月から支給を開始した制度です。

◆ 配偶者支援金の対象となる方

中国残留邦人等の方が亡くなられた後に、支援給付※1を受ける権利のある特定配偶者の方です。

特定配偶者とは、中国残留邦人等の方が永住帰国する前から継続して中国残留邦人等の配偶者※2である方をいいます。

※1 平成20年4月1日前に60歳以上で死亡した中国残留邦人等の配偶者で、平成20年4月1日に生活保護を受けていたことにより支援給付に移行された方を含みます。

※2 婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。

なお、配偶者支援金を受けるためには支援給付を行っている実施機関への申請が必要です。

◆ 配偶者支援金の申請に必要な書類

- 1 配偶者支援金支給申請書（実施機関の窓口にあります）
- 2 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前で、継続して婚姻関係があったことを確認できる戸籍など

◆ 配偶者支援金の額

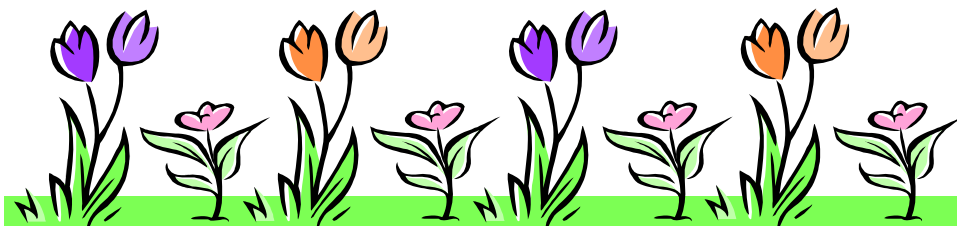
満額の老齢基礎年金の3分2相当額を支給します。

◆ 非課税措置など

- 1 配偶者支援金に税金はかかりません。（非課税措置）
- 2 配偶者支援金は、支援給付の収入認定の対象にはしません。

◇ 配偶者支援金の支給対象とならない場合

- ・ 支援給付の支給決定を受けずに配偶者支援金のみ受けることはできません。
- ・ 中国残留邦人等が亡くなった後に再婚された特定配偶者は、支援給付を受ける権利を喪失し、配偶者支援金を受けられません。
- ・ 中国残留邦人等と永住帰国前に結婚し共に帰国し、帰国後に離婚した方は、配偶者支援金を受けられません。
- ・ 中国残留邦人等と永住帰国前に結婚し共に帰国し、帰国後に離婚した方は、その後、復縁している方であっても、「継続して中国残留邦人等の配偶者」という要件に当てはまらないため、特定配偶者にはならず、配偶者支援金を受けることはできません。



8 疑問や相談があるとき

◆ 支援・相談員

実施機関には、中国残留邦人等の方々に理解が深く、中国語などができる支援・相談員を配置しております。

支援・相談員は、あなたの悩みなどの相談を受け付け、あなたと一緒に解決方法を考え、手助けします。

また、あなたのご家族の生活の様子などについてお聞きしたり、いろいろな相談に応じるため、お住まいを訪問することもあります。

お住まいを訪問する時はもちろん、わからないことや困っていることがあれば、いつでも実施機関においでいただくなど、遠慮なくご相談ください。

個人の秘密は堅く守りますので、安心してご相談ください。

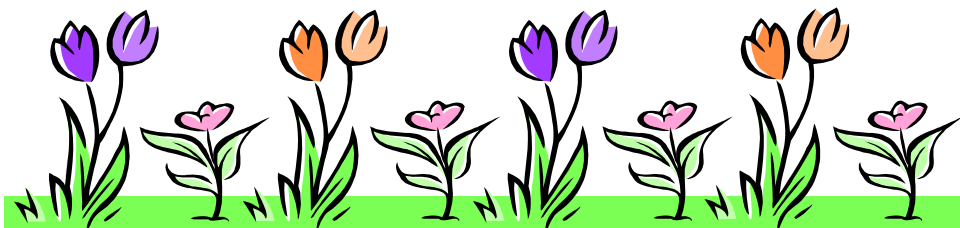
◆ 民生委員について

あなたのお住まいの地区には民生委員がいます。

民生委員は、あなたの身近にいて、困っている人の相談に乗ったり、助言する人です。

民生委員と支援・相談員は協力して、あなたの悩み事が解決できるように、自分たちの力で生活できるようにお手伝いします。

相談の内容など、個人の秘密は、堅く守ります。



9 地域社会における生活支援などのご案内

中国残留邦人等の方々とその家族が、地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう、都道府県や市区町村が主体となって、身近な地域で日本語を学ぶ場や地域住民の方々と交流を深められる場の提供、といった支援を行っています。

このほか、中国残留邦人等の方々の日常生活上の相談、公共機関などのサービス利用時や医療機関受診時の通訳、就労のための相談及び健康相談などを行うため、自立支援通訳や就労相談員などを派遣し、地域において安心した生活が送れるよう支援を行っています。

◆ 主な事業

「身近な地域での日本語教育支援事業」

お住まいの周辺や地域において、日本語を学習する機会を提供するとともに、帰国者の多様なニーズに対応した学習の支援や助言を行っています。

「地域で実施する交流事業」

自治体や地域のボランティア団体などと協力して、気軽に参加できる交流事業などを行っています。

「自立支援通訳などの派遣及び巡回健康相談事業」

言葉の問題や生活習慣などの違いなどから、日常生活上の様々な困難を抱えている方に対し、

- ①日常生活上の相談や助言
- ②公的機関などのサービス利用時の通訳の派遣
- ③2世・3世への就労相談
- ④医療や健康相談

などの支援を行っています。

※お住まいの地域で実際行われている事業については、市区町村の窓口や支援・相談員にお尋ねください。

10 中国帰国者支援・交流センターについて

中国残留邦人等の方々とその家族を支援する目的で、全国7カ所に「中国帰国者支援・交流センター」を設置しています。

同センターは、地域における支援の拠点施設として、学習進度やそれぞれのニーズに対応した日本語学習の支援や帰国者同士または地域住民の方々との交流事業、相談事業をはじめ、日本で生活していく上で必要となる様々な情報の提供などを行っています。

◆ 主な事業

「日本語教室の実施」

支援・交流センターでは進度別、目的別など通所者のニーズに合わせた日本語教育を行っています。

「交流事業」

地域の人たちやボランティア団体などとの交流を通じて、コミュニケーションの機会を提供する交流事業を行っています。

【交流事業の例】

- ・ 書道教室
- ・ 絵手紙講座
- ・ 太極拳教室 など

「相談事業」

日本語、就労など日常生活上の悩みや問題点を把握し、解決策を助言しています。

○ 中国帰国者支援・交流センターの連絡先

「北海道」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒060-0002 北海道札幌市中央区北2条西7丁目1番地
北海道社会福祉総合センター(かでの2・7)3階
電話 011-252-3411
対象となる地域：北海道全域

「東北」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3丁目7番4号
宮城県社会福祉会館内
電話 022-263-0948
対象となる地域：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

「首都圏」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目2番13号
カーニープレイス新御徒町6階
電話 03-5807-3171
対象となる地域：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野

「東海・北陸」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒461-0014 愛知県名古屋市東区槇木町1丁目19番地
日本棋院中部会館6階
電話 052-954-4070
対象となる地域：富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知

「近畿」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒530-0026 大阪府大阪市北区神山町11番12号
電話 06-6361-6114
対象となる地域：三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

「中国・四国」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12番2号
広島県社会福祉会館内
電話 082-250-0210
対象となる地域：鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

「九州」中国帰国者支援・交流センター

住所 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7
クローバープラザ東棟4階
電話 092-589-6655
対象となる地域：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

※「首都圏」中国帰国者支援・交流センターのホームページで全センターの情報を提供しています。 <http://www.sien-center.or.jp>

支援・交流センター で 検索

[illegible]

支援給付の実施機関

住 所 :

電話番号 :

担 当 :